

第三十二号議案

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

訴えの提起について
左記のとおり訴えを提起する。

記

一 訴訟の相手方

被告 江戸川区内の業者

二 事件の概要

令和五年度に施工した、江戸川区立平井東小学校の既存校舎とすくすくスクールの建物を行き来するための渡り廊下（以下「本件渡り廊下」という。）において、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）及び建設省告示で定める施工基準違反が複数確認されたため、江戸川区（以下「区」という。）において、本件渡り廊下のうち屋根及び柱の撤去を行った。

区は、本件渡り廊下の施工業者に対して契約不適合に係る損害賠償として、撤去部分に係る工事費用及び撤去費用相当額の支払を求めたが、請求に応じておらず、今後任意で支払に応じる意思が見られないため、本件損害について、損害賠償請求を行うものである。

三 訴えの内容

区は、被告に対し、契約不適合に係る損害賠償として金七百八十九万二千三百三十三円及びこれに対する請求到達日（令和七年八月六日）の翌日から支払日までの期間に係る年三分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起

する。

四 訴訟遂行の方針

本訴訟において、必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるとする。

(説明)

訴えを提起する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。